

令和4年度 銚子マリーナ海水浴場海の家土地貸付応募要項

1 貸付場所

銚子市潮見町15番地9

2 貸付面積、区画数及び使用目的

- (1) 貸付面積 1区画 220㎡ (10m×22m)
- (2) 区画数 2区画
- (3) 使用目的 銚子マリーナ海水浴場海の家

3 申込資格

- (1) 市内に1年以上(令和4年6月1日現在)居住している個人、又は市内で1年以上事業を営んでいる法人等

ただし、個人での申込みは、同一世帯で1人に限ります。

- (2) 市税、上下水道料及び国民健康保険料等の滞納がないこと。

- (3) 令和4年6月1日現在で、20歳に達していること。ただし、法人等については、その代表者がこれを満たしていること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第6号に定める暴力団員(以下「暴力団員」という。)及び暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者及びその関係者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等とは次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

カ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとする者

4 貸付条件及び貸付けの取消し

(1) 貸付条件

ア 海の家出店に係る仮設許可申請、建築確認申請、食品営業許可申請等法令上必要な手続きを必ず行うこと。

イ 海の家建築物は、貸付区画の範囲内のみに設置すること。

※貸付区画の範囲を超えて建築物を設置した場合、貸付を取り消すことがあります。また、次年度以降の募集において、貸付をしないことがあります。

ウ 海の家出店に係る給排水、電気の引き込みを自費で行うこと。

エ ゴミについては、ゴミ箱を設置し、各自で処理すること。

オ 貸付期間満了までに、建築物等を撤去し、貸付物件を原状に回復すること。

カ その他、銚子市の指示に従うこと。

(2) 貸付の取消し

次の場合は、貸付を取り消すことがあります。

また、貸付の取消しによる損害については、銚子市は一切賠償の責任を負わないものとします。

ア 貸付料を期日までに納付しないとき

イ 使用目的以外に使用をしたとき

ウ 貸付けた土地の権利を他に譲渡又は転貸したとき

エ 土地の原状を変更したとき

オ 公の秩序又は善良な風俗に反する行為があったとき

カ 土地の使用にあたり、危険、有害な設備を設け、又は近隣の迷惑となるような行為をしたとき

キ 暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員等と判明したとき、又は暴力団員等により経営が支配され、若しくは暴力団員等が経営に関与したと認められたとき

ク その他、銚子市の指示に従わなかったとき

5 貸付期間

令和4年7月1日（金）から同年9月8日（木）まで

6 貸付料

銚子市の定める金額とする。

7 申込方法等

(1) 申込期間

令和4年6月1日（水）から同年6月8日（水）まで《必着》

（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日・祝日を除きます。）

(2) 申込に必要な書類

ア 銚子マリーナ海水浴場海の家土地貸付申込書

イ 身分証明書

ただし、申込者が法人の場合は、登記事項全部証明書

（発行から3カ月以内のものに限る。）

ウ 誓約書兼承諾書

(3) 提出方法及び申込に必要な書類の提出先

申込書類は、持参又は郵送により提出してください。

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1

銚子市観光商工課 観光プロモーション室 観光振興班

電話 0479（24）8707

(4) 申込条件

ア 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

イ 申込に関して必要な費用は、すべて申込者の負担とします。

8 借受人候補者の決定、抽選日及び抽選会場

申込者数が貸付区画数を超えた場合、抽選により借受人候補者を決定します。また、貸付区画の場所は、抽選により決定します。

抽選日時及び会場等については、別途、申込者に通知します。

9 特記事項

銚子マリーナ海水浴場開設期間は、令和4年7月23日（土）から同年8月21日（日）までの予定ですが、変更される場合があります。

また、新型コロナウイルス感染状況の急変により、まん延防止等重点措置などの行動制限が発令されたとき、又は環境省の定める水浴場水質判定基準により不適と判定されたとき、又は海水の放射能汚染等により海水浴場として不適と判断したとき、海水浴場を閉鎖する場合があります。この場合、それらに伴って生じた損害については、銚子市は一切賠償の責任を負わないものとします。